

平成20年度 朝来市の健全化判断比率等について

1 経過と概要

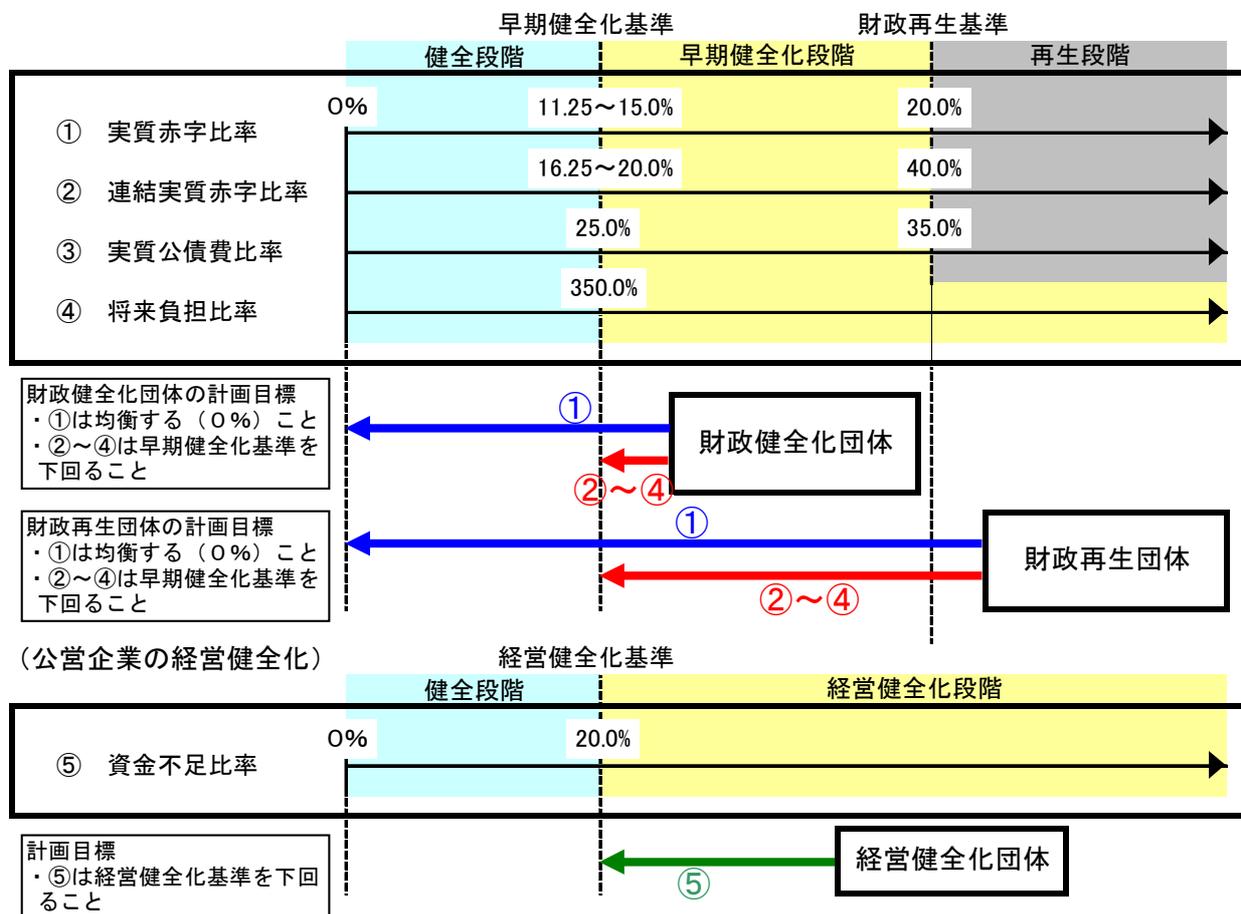
平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表することが義務付けられました。

この法律の目的は、自治体財政の健全化、公営企業の経営健全化としており、財政が健全な時期から自治体財政の状況を幅広い範囲で公表し、財政の健全化・再生、公営企業の経営健全化を図る基本的性質を持つものです。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標があり、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」3つの段階に区分されます。財政状況の悪化などで、このうち1つでも「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を、さらに悪化して「財政再生基準」を超えると「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められます。

また、⑤資金不足比率は公営企業会計ごとに算定し、「健全」「経営健全化」に区分され、その比率が「経営健全化基準」を上回った公営企業は「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。

(財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ)



2 朝来市の健全化判断比率等

朝来市の平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおりであり、全ての指標で健全段階となっています。

(1) 健全化判断比率

指標の名称	平成20年度	(参考) 平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	13.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	18.0%	40.0%
実質公債費比率	20.0%	19.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	157.2%	166.2%	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合「—」と表示しています

※実質赤字額、連結実質赤字額の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められています

(2) 資金不足比率

会計の名称	平成20年度	(参考) 平成19年度	経営健全化基準
水道事業	—	—	20.0%
工業用水道事業	—	—	20.0%
農業共済事業	—	—	20.0%
簡易水道事業	—	—	20.0%
と畜場事業	—	—	20.0%
下水道事業	—	—	20.0%
宅地開発事業	—	—	20.0%

※資金不足額がない場合「—」と表示しています

3 朝来市の各指標の概要・算出方法

①実質赤字比率

地方自治体において、福祉、衛生、消防、教育など様々な分野の行政を運営する上で基本となる経費を扱う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものを「実質赤字比率」といい、この比率が高いほど、赤字の解消が難しくなり、歳出（支出）の削減策や歳入（収入）の確保策を講じる必要があるなど市民サービスに影響を与えることが懸念されます。

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計、公営事業以外の特別会計）を対象とした実質赤字額を標準財政規模*1 で除して算定されるもので、朝来市では、普通会計*2 が対象となります。

*1 地方公共団体の一般財源の標準的規模（標準的な年間収入）を示すもので、通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量

*2 一般会計、住宅資金貸付事業特別会計、老人保健事業特別会計うち一般管理事務事業分の合計（会計区分は「4 健全化判断比率等の対象となる会計」を参照）

（算定式）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字比率は、赤字となる場合は正に黒字となる場合は負となります

・分子の計算（一般会計等の実質赤字額）

（単位：千円）

会計	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	形式収支(C) (A)－(B)	翌年度へ繰越す べき財源(D)	実質収支額 (C)－(D)
一般会計	19,152,282	18,655,773	496,509	79,487	417,022
住宅資金	14,469	14,351	118	0	118
老人保健の一部	3,186	3,186	0	0	0
合計(普通会計)	19,169,937	18,673,310	496,627	79,487	417,140

平成20年度の間に朝来市に入ったお金（歳入）と、出たお金（歳出）を差引きしたものを「形式収支(C)」といい、ここから翌年度に繰越して使うお金を差引いたものを「実質収支(C)－(D)」といいます。

実質収支がプラスなら黒字、マイナスなら赤字が発生していることになり、実質収支額が分子の数値になります。（算式上、赤字額を入れるため実質収支額の符号を逆にする必要があります）

朝来市は417,140千円の黒字となったため、-417,140千円が分子の数値になります。

・分母の計算（標準財政規模）

（単位：千円）

項目	標準税収入額等 (A)	普通交付税額 (B)	臨時財政対策債 発行可能額(C)	標準財政規模 (A)＋(B)＋(C)
金額	6,445,200	5,556,415	529,167	12,530,782

標準財政規模とは、地方自治体の自由に使えるお金（一般財源）の標準的大きさを表す指標で、標準

税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計をいいます。

標準税収入額等は、標準税率により計算した地方税、地方譲与税、交付金等の収入見込額の理論値のことで、臨時財政対策債発行可能額とは、地方財源の不足に対処するために発行できる地方債の発行可能な額をいいます。

(算定結果)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 } \Delta 417,140 \text{千円}}{\text{標準財政規模 } 12,530,782 \text{千円}} = \Delta 3.32 \%$$

※朝来市は、一般会計等の収支が黒字のため、算定比率はマイナス表示となっています

朝来市の早期健全化基準は 13.00%、財政再生基準は 20.00%ですが、実質収支額が黒字のため、いずれの基準にも該当しませんでした。(健全段階)

②連結実質赤字比率

地方自治体には、①実質赤字比率で扱った一般会計等のほか、国民健康保険や介護保険などの特別会計、水道事業や下水道事業などの公営企業会計があり、複数の会計で構成されています。

公営企業会計は水道料金など料金収入等を財源に事業を実施しており、赤字がある場合、地方自治体全体としてこの赤字に対処しなければならないため、公営企業会計などの経営状況が一般会計に与える影響についても捉える必要があります。

このため、地方自治体の全会計の赤字額と黒字額を合算して、地方自治体を1つの企業と見なし、赤字額を標準財政規模で除し、地方自治体全体の財政運営の深刻度を示すものを「連結実質赤字比率」といいます。

朝来市では普通会計のほか、財産区特別会計を除く全ての特別会計（国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計など）と地方公営企業法を適用した会計（水道事業会計、工業用水道事業会計）が対象となります。

(算定式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (合計が黒字の場合は0)}}{\text{標準財政規模}}$$

[実質赤字額 + 公営事業会計の実質赤字額 + 地方公営企業の資金不足額]

※実質赤字比率は、赤字となる場合は正に黒字となる場合は負となります

・分子の計算（各会計の実質赤字額及び資金不足額）

（単位：千円）

会 計	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	形式収支(C) (A) - (B)	翌年度へ繰越す 財源(D)	実質収支額 (C) - (D)
一般会計等(普通会計)	19,169,937	18,673,310	496,627	79,487	417,140

国民健康保険	3,301,196	3,216,797	84,399	0	84,399
老人保健	448,352	441,776	6,576	0	6,576
休日診療所	2,372	2,372	0	0	0
介護保険事業 (保険事業勘定)	3,083,435	3,042,086	41,349	0	41,349
介護保険事業 (介護サービス事業勘定)	53,316	53,316	0	0	0
後期高齢者医療	395,149	394,789	360	0	360
公営企業を除く 公営事業の小計	7,283,820	7,151,136	132,684	0	132,684

会 計	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	翌年度へ繰越す 財源(C)	建設改良費等以外の 経費のために起こした 地方債残高(D) ^{*3}	資金不足・剰余額 (A) - (B) - (C) - (D)
簡易水道事業	68,683	60,744	0		7,939
と畜場事業	3,660	3,022	0		638
下水道事業	1,662,085	1,657,095	155		4,835
公営企業うち地方公営企 業法一部適用企業小計	1,734,428	1,720,861	155	0	13,412

会 計	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	翌年度へ繰越す 財源(C)	建設改良費等以外の 経費のために起こした 地方債残高(D) ^{*3}	資金不足・剰余額 (H) ^{*4}
宅地開発事業	61,872	50,534	0	0	
	土地収入見込額 (E)	販売用土地の取得 造成のために起こし た地方債残高(F)	長期借入金(G)		
	34,727	56,641	0		0

会 計	流動資産 一控除額(A) ^{*5}	流動負債 一控除額(B) ^{*6}		建設改良費等以外の 経費のために起こした 地方債残高(D) ^{*3}	資金不足・剰余額 (A) - (B) - (D)
水道事業	1,244,590	182,011		0	1,062,579
工業用水道事業	39,376	0		0	39,376
農業共済事業	96,122	51,557		0	44,565
公営企業うち地方公営企 業法全部適用企業小計	1,380,088	233,568		0	1,146,520

連結実質収支額(実質収支、資金不足・剰余額合計)	1,709,756
--------------------------	------------------

*3 運転資金や退職手当など建設改良費以外の費用に充てるため起こした地方債

*4 宅地開発事業における資金不足・剰余額 → $\alpha = (A) - (B) - (C) - (D) + (E) = 46,065$

$\alpha < 0$ のとき $(H) = \alpha + \text{解消可能資金不足額}$ ただし $(H) > 0$ ならば $(H) = 0$

$\alpha > 0$ のとき $(H) = \alpha - (F) - (G)$ ただし $(H) < 0$ ならば $(H) = 0$

→ $(H) = -10,576$ のため「0」

*5 流動資産からの控除額は

- ・建設改良費に充てる未払金及び一時借入金で翌年度に地方債を発行しその財源とするもの
- ・他会計との間のお金のやりとりで生じる重複額

*6 運転資金や退職手当など建設改良費以外の費用に充てるため起こした地方債

- ・年度内に支出が終わらずに翌年度に繰越す財源
- ・他会計との間のお金のやりとりで生じる重複額

(*5 及び*6 については、朝来市では該当ありません)

一般会計等（普通会計）、公営企業を除く公営事業（国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、休日診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）においては「実質収支額」、公営企業会計（簡易水道事業特別会計、と畜場特別会計、下水道事業特別会計、宅地開発事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、農業共済事業）においては「資金不足・剰余額」を合計した金額が「連結実質収支」となり、プラスなら黒字、マイナスなら赤字が発生していることとなります。この連結実質収支額が分子の数値となります。（算式上、赤字額を入れるため連結実質収支額の符号を逆にする必要があります）

朝来市では 1,709,756 千円の黒字となったため、-1,709,756 千円が分子の数値となります。

・分母の計算（標準財政規模）

（単位：千円）

項目	標準税収入額等 (A)	普通交付税額 (B)	臨時財政対策債 発行可能額(C)	標準財政規模 (A)+(B)+(C)
金額	6,445,200	5,556,415	529,167	12,530,782

（算定結果）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 } \Delta 417,140 \text{千円} + \text{公営事業会計の実質赤字額 } \Delta 132,684 \text{千円} + \text{地方公営企業の資金不足額 } \Delta 1,159,932 \text{千円}}{\text{標準財政規模 } 12,530,782 \text{千円}} = \Delta 13.64 \%$$

※朝来市は、収支が黒字のため、算定比率はマイナス表示となっています

朝来市の早期健全化基準は 18.00%、財政再生基準は 40.00% ですが、連結させた実質収支額、資金不足・剰余額が黒字であり、いずれの基準にも該当しませんでした。

（健全段階）

③実質公債費比率

地方自治体が会計年度（1年）を超える長期の借入金（借金）を地方債といい、この返済に充てる元利償還金の経費を公債費といいます。

実質公債費比率は、**一般会計等が一般財源で負担する公債費等^{*5}が標準財政規模に比べてどの程度を占めるのか**を表し、前3年度の平均値を指標として用います。

なお、標準財政規模のうち普通交付税について、一部借金の返済財源が含まれるため、除く必要があります。

^{*5} 公債費等とは、一般会計等の公債費のほか、特別会計や公営企業会計、加入する一部事務組合などへ支払う繰出金・負担金のうち借金返済の財源に充てられるもの、債務負担行為（将来にわたる経費の支出について約束したもの）に基づく支出に対する負担を加味したものをいいます。

（算定式）

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{地方債の元利償還金} \\ \text{及び準元利償還金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特定財源} + \\ \text{元利償還金及び準元利償還金} \\ \text{に係る普通交付税措置額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ \text{元利償還金及び準元利償還金に} \\ \text{係る普通交付税措置額} \end{array} \right]}$$

・分子の計算（詳しくは別紙5及び6）

（単位：千円）

項目 年度	元利償還金 (A)	準元利償還金 (B)	特定財源 (C)	元利償還金に係る普通交付税措置額(D)	準元利償還金に係る普通交付税措置額(E)	一般財源で負担する公債費等 (A)+(B)-(C)-(D)-(E)
平成18年度	3,750,430	1,205,270	129,249	2,014,459	800,449	2,011,543
平成19年度	3,766,088	1,212,983	173,688	2,093,261	733,603	1,978,519
平成20年度	3,762,961	1,065,133	215,751	2,139,160	668,563	1,804,620

※元利（準元利）償還金のうち、特定財源のほか、普通交付税の一部に借金の返済財源が含まれるため、（D）及び（E）を除いたものを分子にします。

・分母の計算（詳しくは別紙5及び6）

（単位：千円）

項目 年度	標準財政規模 (F)	元利償還金に係る普通交付税措置額(D)	準元利償還金に係る普通交付税措置額(E)	償還財源を除く標準財政規模 (F)-(D)-(E)
平成18年度	12,449,870	2,014,459	800,449	9,634,962
平成19年度	12,367,289	2,093,261	733,603	9,540,425
平成20年度	12,530,782	2,139,160	668,563	9,723,059

※標準財政規模は、標準税収入額等、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計ですが、普通交付税の一部に借金の返済財源が含まれるため（D）及び（E）を除いたものを分母にします。

(算定結果)

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \left[\frac{\text{平成18年度}}{\text{(3ヶ年平均)}} \frac{2,011,543}{9,634,962} + \frac{\text{平成19年度}}{1,978,519}{9,542,425} + \frac{\text{平成20年度}}{1,804,620}{9,723,059} \right] \div 3 \times 100 \\ &= \left[20.87753953 + 20.73392246 + 18.56020826 \right] \div 3 = 20.0\% \end{aligned}$$

朝来市の早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%ですが、朝来市の指標は20.0%であり、いずれも基準には該当しませんでした。(健全段階)

なお、地方債を発行する際(借金をする際)、朝来市を含む実質公債費比率が18.0%以上の団体は「公債費負担適正化計画」を作成し、知事の許可を受けなければ地方債を発行することはできません。さらに25.0%以上(早期健全化基準以上)の団体は、一部の地方債の発行が原則許可されないことになっています。

朝来市では一般会計等(普通会計)の公債費(元利償還金)のほか、公営企業債に対する繰出金(上水道、簡易水道、下水道、宅地開発事業、介護サービス事業)や一部事務組合(南但広域行政事務組合、公立豊岡病院組合)に対する負担金のうち公債費に充てられるものを含めた実質的な公債費(準元利償還金)に充当された一般財源をいい、このうち普通交付税で措置されるものや公営住宅の使用料(特定財源)など借金の返済に充てることができる財源は控除します

④将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が背負っている借金(将来負担額)が、一般会計等の標準的な年間収入(標準財政規模)の何年分なのかを示す指標です。

将来負担額の考え方は、年度末に地方自治体がなくなると仮定して、以降にその自治体が負担する予定だった負債(一般会計等の地方債残高、債務負担行為を行った契約で将来支出する約束をしたもの、公営企業の地方債残高のうち一般会計等が負担する予定だったもの、一部事務組合等へ将来支出する負担金の見込額、一般会計で負担すべき職員の退職手当、第三セクター等設立法人の負債のうち自治体が損失補償をしているもの、②の連結実質赤字額など)から、この負債に充当可能な財源(年度末の基金(貯金)の残高、今後収入が見込まれる特定の歳入(公営住宅の使用料など)や普通交付税で翌年度以降に措置される見込額など)を差し引いたものをいいます。

(算定式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金残高} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債残高等に係る普通交付税措置見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \begin{array}{l} \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ \text{普通交付税措置額 (当該年度に係るもの)} \end{array}}$$

・分子の計算（将来負担額）

（単位：千円）

地方債現在高 (A)	債務負担に基づく支出予定額 (B)	公営企業債等 繰入見込額(C)	組合等負担等 見込額(D)	退職手当 負担見込額(E)	設立法人の負担額 等負担見込額(F)
32,452,710	49,108	8,903,588	3,102,444	5,171,607	0
連結実質赤字額 (G)	組合等連結実質赤字額負担見込額 (H)	充当可能 基金残高(I)	充当可能特定 収入見込額(J)	地方債残高等に係る 普通交付税措置額の見込額(K)	将来負担額 (A)~(H)-(I)~(K)
0	0	6,526,752	1,215,395	26,652,635	15,284,675

将来負担額 充当可能財源等

※将来負担額から、自治体の貯金にあたる基金の残高、公営住宅やケーブルテレビの使用料など将来収入として見込まれる特定財源のほか、将来交付される普通交付税の一部に借金の返済財源が含まれるため、これら（I）（J）（K）を除いたものを分子にします。

・分母の計算（標準財政規模から元利償還金に係る普通交付税の見込額を除いたもの）

（単位：千円）

標準財政規模 (L)	元利償還金に係る 普通交付税措置額 (M)	準元利償還金に係る 普通交付税措置額 (N)	償還財源を除く 標準財政規模 (L)-(M)-(N)
12,530,782	2,139,160	668,563	9,723,059

※標準財政規模は、標準税収入額等、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計ですが、普通交付税の一部に借金の返済財源が含まれるため（（M）及び（N））これを除いたものを分母にします。

（算定結果）

$$\text{将来負担比率} = \frac{15,284,675}{9,723,059} \times 100 = 157.2\%$$

朝来市の早期健全化基準は 350.0%（財政再生基準は規定なし）ですが、朝来市の指標は 157.2%であり、基準には該当しませんでした。（健全段階）

⑤資金不足比率（公営企業会計のみ）

公営企業*6の経営健全化の判断基準は、資金不足比率で判断することができ、資金不足比率は、**公営企業ごとの資金不足額が事業規模（営業収益の額－受託工事収益の額で算定）に対してどの程度あるのかを示すもの**です。

資金の不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額をいいます。

（算定式）

$$\text{資金不足額} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

※事業規模
 法適用企業 営業収益－受託工事収益の額
 法非適用企業 営業収益に相当する収入－受託工事収益に相当する収入

*6 朝来市では、法適用企業の水道事業、工業用水道事業、農業共済事業と法非適用企業の簡易水道事業、と畜場事業、下水道事業、宅地開発事業が該当します

・分子の計算（資金の不足・剰余額）

（単位：千円）

（法適用事業）

会 計	流動資産 －控除額(A)*9	流動負債 －控除額(B)*10		建設改良費等以外の 経費のために起こした 地方債残高(D)*7	資金不足・剰余額 (A)－(B)－(D)
水道事業	1,244,590	182,011		0	1,062,579
工業用水道事業	39,376	0		0	39,376
農業共済事業	96,122	51,557		0	44,565

（法非適用事業）

会 計	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	翌年度へ繰越す 財源(C)	建設改良費等以外の 経費のために起こした 地方債残高(D)*7	資金不足・剰余額 (A)－(B)－(C)－(D)
簡易水道事業	68,683	60,744	0		7,939
と畜場事業	3,660	3,022	0		638
下水道事業	1,662,085	1,657,095	155		4,835

会 計	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	翌年度へ繰越す 財源(C)	建設改良費等以外の 経費のために起こした 地方債残高(D)*7	
宅地開発事業	61,872	50,534	0	0	
	土地収入見込額 (E)	販売用土地の取得造 成のために起こした 地方債残高(F)	長期借入金(G)		資金不足・剰余額 (H)*8
	34,727	56,641	0		0

*7 運転資金や退職手当など建設改良費以外の費用に充てるため起こした地方債

*8 宅地開発事業における資金不足・剰余額 → $\alpha = (A) - (B) - (C) - (D) + (E) = 46,065$

$\alpha < 0$ のとき (H) = $\alpha +$ 解消可能資金不足額 ただし (H) > 0 ならば (H) = 0

$\alpha > 0$ のとき (H) = $\alpha - (F) - (G)$ ただし (H) < 0 ならば (H) = 0

→ (H) = -10,576 のため「0」

*9 流動資産からの控除額は

- ・建設改良費に充てる未払金及び一時借入金で翌年度に地方債を発行しその財源とするもの
- ・他会計との間のお金のやりとりで生じる重複額

*10 運転資金や退職手当など建設改良費以外の費用に充てるため起こした地方債

- ・年度内に支出が終わらずに翌年度に繰越す財源
- ・他会計との間のお金のやりとりで生じる重複額

(*9 及び*10 については、朝来市では該当ありません)

・分母の計算 (事業規模)

(単位：千円)

会 計	営業収益の額(A)	指定管理者の利用料 金収入の額(B)	受託工事収益 の額(C)	事業の規模 (A)+(B)-(C)
水道事業	705,152	0	338	704,814
工業用水道事業	4,578	0	0	4,578
農業共済事業	19,405	0	0	19,405
簡易水道事業	10,277	0	0	10,277
と畜場事業	0	18,416	0	18,416
下水道事業	391,446	0	0	391,446

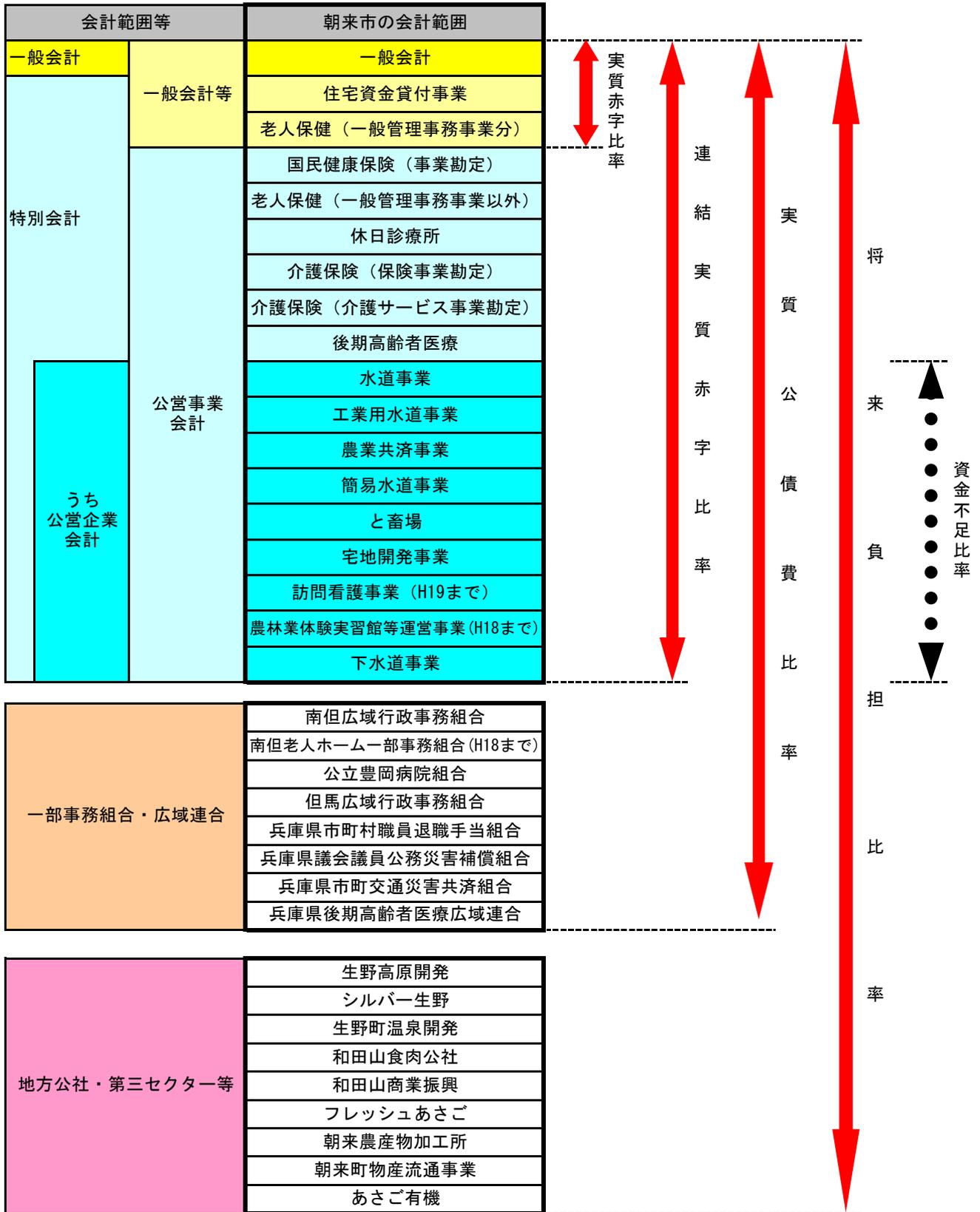
会 計	資本の額(D)	負債の額(E)	事業の規模 (D)-(E)
宅地開発事業	56,641	0	56,641

(算定結果)

会 計	資金不足・剰余額 (A)	事業の規模(B)	資金不足比率 (A) ÷ (B) × 100 × -1
水道事業	1,062,579	704,814	-150.8%
工業用水道事業	39,376	4,578	-860.1%
農業共済事業	44,565	19,405	-229.7%
簡易水道事業	7,939	10,277	-77.3%
と畜場事業	638	18,416	-3.5%
下水道事業	4,835	391,446	-1.2%
宅地開発事業	0	56,641	0.0%

経営健全化基準は 20.0% ですが、朝来市の公営企業は全て資金余剰（黒字）であるか
歳入歳出差引が 0 と資金不足がないため、基準には該当しませんでした。(健全段階)

4 健全化判断比率等の対象となる会計



5 実質公債費比率の算定に係る項目の説明

① 公債費充当一般財源	公債費総額から公債費に充てる使用料等特定財源を除き、さらに繰上償還したもの、満期一括償還方式の地方債の1年あたりの元金償還相当額を除く（公債費に含まれているため）
② 満期一括償還を行う地方債の1年あたりの元金償還相当額	朝来市が共同発行した満期一括償還方式による地方債「のじぎく債」発行額（2億円）を、30年で償還するとみなした元金額
③ 公営企業会計への繰出金のうち地方債償還に充当したと認められるもの	水道事業・簡易水道事業・下水道事業・宅地造成事業・介護事業への繰出金のうち、公債費に充てられたと認められる繰出金
④ 一部事務組合への負担金のうち地方債償還に充当したと認められるもの	豊岡病院組合、南但老人ホーム、南但広域への負担金のうち公債費に係るもの
⑤ 公債費に準ずる債務負担行為額	物件購入等、相手側の行為の履行があったものに対し、5年以上の債務負担を設定したものなど（備品を購入し納品されたが、支払いは5年以上かけて行う場合など）
⑥ 一時借入金の利子	銀行等から運転資金を借入れた際に支払った利子
⑦ 災害復旧事業債等に係る基準財政需要額	普通交付税の基準財政需要額の算定にあたり、地方債の償還額が 実額 で算定されるもの（⇨⑪は理論的に需要額が算定される）
⑧ 標準税収入額等	標準税率により計算した地方税、地方譲与税、交付金等の収入見込額の理論値
⑨ 普通交付税額	地方自治体が必要とする一般財源額を各行政費目ごとに積み上げたもの（基準財政需要額）から、地方自治体が収入しうる税収を税目別に積み上げたもの（基準財政収入額）を差し引いた財源不足額（＝普通交付税）
⑩ 臨時財政対策債発行可能額	地方財源の不足に対処するために発行できる地方債の発行可能額
⑪ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	普通交付税の基準財政需要額の算定にあたり、各費目（消防費、小学校費など）の事業費補正をもって理論的に地方債の償還額が算定されるもの
⑫ 災害復旧事業債等に係る基準財政需要額（公営企業に係るもの）	地方債償還の実額が必要額とされるもののうち、公営企業に係るもの（朝来市は下水、簡水、宅開分がある）
⑬ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（公営企業に係るもの）	普通交付税の基準財政需要額の算定にあたり、各費目の事業費補正をもって理論的に地方債の償還額が算定されるもの（下水道費のみ）
⑭ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	普通交付税の基準財政需要額の算定にあたり、保健衛生費の密度補正として理論的に算定されるもののうち、一般会計等（普通会計）に係るもの
⑮ 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金（公営企業に係るもの）	普通交付税の基準財政需要額の算定にあたり、保健衛生費の密度補正として理論的に算定されるもののうち、公営企業、一部事務組合に係るもの（病院、簡易水道、統合水道の地方債償還に係るもの）

6 実質公債費比率計算表

年度	元利償還金(特定財源控除後)			準元利償還金			元利償還金に係る普通交付税措置額			準元利償還金に係る普通交付税措置額		
	公債費充当一般財源	満期一括償還地方債の元金償還相当額	公営企業繰出金のうち地方債の償還充当分	一組負担金のうち地方債充当分	公債費に準する債務負担行為	一時借入金利子	基準財政需要額(公債費分)	基準財政需要額(事業費補正分)	基準財政需要額(密度補正分)	基準財政需要額(事業費補正分)	基準財政需要額(公債費分)	基準財政需要額(密度補正分)
18	3,617,848	3,333	950,853	254,088	0	329	1,212,957	797,542	3,960	546,173	222,053	32,223
19	3,585,733	6,667	974,365	238,092	0	526	1,367,231	721,915	4,115	515,315	183,605	34,683
20	3,540,543	6,667	852,481	212,230	0	422	1,498,213	636,732	4,215	469,300	164,340	34,923

年度	標準財政規模			元利償還金に係る普通交付税措置額			準元利償還金に係る普通交付税措置額		
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	基準財政需要額(公債費分)	基準財政需要額(事業費補正分)	基準財政需要額(密度補正分)	基準財政需要額(事業費補正分)	基準財政需要額(公債費分)	基準財政需要額(密度補正分)
18	6,143,277	5,683,989	622,604	1,212,957	797,542	3,960	546,173	222,053	32,223
19	6,584,878	5,217,440	564,971	1,367,231	721,915	4,115	515,315	183,605	34,683
20	6,445,200	5,556,415	529,167	1,498,213	636,732	4,215	469,300	164,340	34,923

実質公債費比率 =
$$\frac{\begin{matrix} + & + & + & + & + & - & - & - & - & - & - \\ + & + & - & - & - & - & - & - & - & - & - \end{matrix}}{\left[\frac{2,011,543}{9,634,962} + \frac{1,978,519}{9,540,425} + \frac{1,804,620}{9,723,059} \right] \div 3 \times 100} = \underline{\underline{20.0\%}}$$